

恵庭市制度融資 経営安定資金融資
(新型コロナウイルス・物価高騰 緊急小口対応資金)
に係る利子補給制度について

(趣旨・目的)

新型コロナウイルス感染症・物価高騰等により、経営に影響を受けている小規模事業者の状況に鑑み、恵庭市制度融資 経営安定資金融資を利用する融資対象者に利子を補助することで、金利負担を軽減し、小規模事業者の資金繰りを支援することを目的とします。

(制度概要)

補給対象者	恵庭市制度融資 経営安定資金融資(新型コロナウイルス緊急小口対応資金または物価高騰緊急小口対応資金)を利用している事業者
補給金額	1回目から60回目までの支払利子額 ・・・利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業所(1個人)につき1回のみ
取扱期間	令和7年3月31日までに申し込みを行った融資に係るものが対象
注意事項	①本制度による利子補給については、毎年度の申請が必要となります。 ②返済計画の変更等により、利子支払額に変更が生じた際は速やかに市にご連絡ください。
申請期間	【令和7年度分】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
申込先	恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線3331,3332)

(申請手続き)

(ア) 融資の実行後、恵庭市経済部商工労働課にご連絡ください。

(イ) 利子補給申込書の様式を送付いたしますので、取扱金融機関作成の利子額のわかる償還表(返済予定表)の写し、請求書とともに市に提出してください。

(ウ) 内部審査を経て、利子補給の決定後、指定の口座に入金いたします。

恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線3331,3332) FAX:0123-33-3137
--